

福祉文教常任委員会議事録

(令和2年6月5日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年6月5日（金） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 寺町 幸雄 副委員長 羽山 茂男
委員 辻本 馨 斧田 秀明
 阪口 寛 村井 浩二
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 藤原 幹 総務政策課長 奥埜 哲生
教育長 勝良 憲治 財政課長 小角 孝彦
総務部長 小角 孝彦 高齢介護課長 米田 正径
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 子安 逸二
健康福祉部長 子安 逸二 教育総務課長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 中村 直幸 西田いく子
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第20号 太子町国民健康保険条例中改正の件
 - (2) 議案第21号 太子町介護保険条例中改正の件
 - (3) 議案第25号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

午前 9時30分 開会

○寺町委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の以上合わせて3件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○寺町委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、補正予算案件が1件の計3件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、条例案件の議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第20号、太子町国民健康条例中改正の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が取りまとめた新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者で被用者の者に傷病手当金を支給することとした市町村等に対し、その支給額の全額を国が特例的な財政措置を行うこととしたことを受けまして、本町国民健康保険におきましても傷病手当

金を支給するため、必要な改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、感染が疑われる者を対象といたしまして、その者が労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間に応じて、直近3か月間の1日当たりの平均給与収入の3分の2を支給するための改正を行っております。

それでは、お手元の議案書の4枚目の新旧対照表をお願いいたします。

まず、附則第6条第1項は、傷病手当金の支給対象者及び支給対象となる日数についての規定で、給与等の支払いを受けている、いわゆる被用者に対して、感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給することを規定いたしております。

次に、同条第2項は、傷病手当金の1日当たりの支給額とその上限額の規定となっており、労務に就くことができない1日当たりの支給額は、直近3か月間の1日当たりの平均給与収入額の3分の2で、その額が健康保険法に定める標準報酬月額の高等級を基に算出した額を超える場合は、その額とすることで上限額を規定いたしております。

さらに、同条第3項は、支給期間の上限についての規定となっており、支給開始から最長で1年6か月間の支給が可能となっております。

次の頁をお願いいたします。

第7条は、傷病手当金と給与等との調整に関する規定となっており、新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合において、給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は傷病手当金を支給しないが、受け取ることができる給与等の額が支給される傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給される旨の規定となっております。

2頁お戻りいただきまして、附則となります。

今回、傷病手当金を規定いたしました改正後の第6条から第7条までの規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしており、規則において国の基準であります9月30日を規定することで、令和2年1月1日から9月30日までの間の労務に服することができない期間に対して傷病手当金を支給するこ

ととしております。

簡単ではございますが、議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 コロナ感染が広がる中で、初めて国保でも傷病手当金が特例的に給付される
ということなんですけれども、会社員の人とか公務員の方は共済組合に入っているけれど
も、その方々は傷病手当金が出るわけなんですけれども、国保に入っている被用者という
のか、勤め人の方は、傷病手当金が出ないわけなんですけれども、今現在、毎日新聞なんか
を見てみても、国保に加入している方で、勤め人の人が32%。若い世代、20代、3
0代であったら半分以上の人が国保に入っているわけなんですけれども、国保に入っている
人は傷病手当金が出ないということなんですけれども、自治体の判断で傷病手当金を出
すことはできるわけなんですけれども、そんなのできる自治体は今までなかったわけです。
できないことはないけど、実際には払えないと。

そういう意味からいったら、格差をなくすために、国がもっと自治体に負担してもら
って、傷病手当金を出せるようにすべきやというふうに思いますし、一方で非正規雇用
の人も被用者保険に入れるようにもっと枠を広げるべきだというふうに思うんですけれ
ども、太子町としては傷病手当金に対して、国に対する思いも含めて、どのようにお考
えか、お聞かせ願いたいんですけれども。

○子安保険医療課長 傷病手当金に対して、太子町としてどのように考えているのかとい
うところでございます。

傷病手当金、これまで太子町において、太子町だけではなくて、全国の市町村国保に
おきましては傷病手当金の制度を創設する自治体はございません。これは、先ほど阪口
委員のほうの説明にもありましたように、国保の場合には、この傷病手当金が任意給付、
保険者の判断で行ってくださいと。ただし、その際には財政的に傷病手当金を支給する
だけの十分な余裕がないといけませんよというような形で、国のほうから指導というか
説明を受けておりました。そのようなことから、太子町としてもこれまで傷病手当金の

制度は設けずにやってきております。

この傷病手当金は、他の社会保険と同様に恒久的な制度にした場合、その場合は今回のコロナウイルスに限らず、全ての疾病、けが、病気等を対象にしなければならない、そういったこともございますし、また、この支給をするための町独自の財源を確保していかなければならない、この辺のことを考えると、今年度の当初予算でも保険料上昇を抑制するために基金を取り崩しながらやっている状況、その辺を踏まえると、なかなか町独自としてこの傷病手当金を恒久的にやっていく、こういったことはなかなか難しいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○阪口委員 実際は、この間、国保の改定をずっとやってきて、大変な中で努力されてきて、かつかつなわけですから。ただし、国保加入者は3分の1が働いている人だと。一方、会社員の方とか公務員の方は傷病手当金というのが出るということであつたら、格差が生じているわけですから、市町村としても国に働きかけて、国保でも出せるような、本当に非正規雇用がこれだけ増えている、一方では非正規雇用を減らすということもやっていかなあかんと思うんですけども、非正規雇用の方に格差が出ないように、今後とも国にも働きかけをやっていただきたいというふうに思います。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっと2点ほど。

ケースというか、被保険者の方が自覚症状がなく、自覚症状がないけど検査を受けた、それで陽性と判定された。そういう方は支給対象にはなっていくんですか。

○子安保険医療課長 今回の国保で創設させていただきます傷病手当金の対象者の要件、これにつきましては、先ほども若干触れましたが、実際に感染していて陽性が確定している方、または発病等があつて感染が疑われる方という要件となつてございます。

今ご質問いただいた内容では、自覚症状はない、ただし検査において陽性が判明しているということであれば、これは先ほどの要件でいいますと、この感染している者に該当してくるというふうになりますので、その方が労務に就くことができなければ傷病手当金の対象になり得るものというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 もう一点、ちょっと、それじゃあ。自覚症状があつて、いわゆる自宅療養、病院にも行かず自宅療養をしていますという期間は、その支給対象、算定する期間に含

まれるのか、含まれないのか。病院にも行かれていない、ただ自覚症状があるから、これは外に出たらあかんなどと思って自宅待機すると。その期間は含まれるのか、含まれないのかというところは。そこは細かい話だけど、ちょっとすいません。

○子安保険医療課長 ケース・バイ・ケースでいろんなケースが想定されるかと思います。今回の傷病手当金の申請に当たりましては、労務に服することができなかった期間の証明として事業主、雇用主の方の証明、または現に感染していた、あるいは徐々に発熱等があつて感染の疑いがあるという証明のために医師の診断書、意見書等が必要となります。

今、自覚症状があるので、自ら自宅等で療養していた場合、この場合にも、申請いただく際には、その際に医師の診断を受けていただくということが必要となります。その医師の診断において、診断前に自宅等で熱があつて、コロナウイルスの感染の疑いがあつて労務に服することができないんだという旨の医師の診断、意見等が記載されておれば、傷病手当金の対象になり得るものというふうに考えています。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○米田高齢介護課長 それでは、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、令和2年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本町の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、令和元年10月からの消費税10%への引上げに伴い、消費税財源を活用して実施される低所得者の保険料軽減を図るための減額賦課につきまして、令和元年度には、完全実施の2分の1の軽減とさせていただいておりましたが、今般、令和2年度におきましては、消費税率10%の引上げの通年度化に伴い、介護保険料軽減を完全実施するものでございます。

なお、本軽減は、本町の所得段階別保険料の12段階のうち、第1段階から第3段階の方が対象となります。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第2条第2項から第4項の「令和元年度及び」を削除し、本町の保険料の設定12段階のうち、年額保険料をそれぞれ、第1段階で2万7千680円を2万2千140円とし、第2段階で4万3千920円を3万4千690円とし、第3段階では5万3千510円を5万1千660円とするものでございます。

なお、令和2年4月1日現在の対象者は、第1段階では632人、第2段階では223人、第3段階では202人、合計1千57人となっております。これは第1号被保険者の約3割の方が該当するということになってございます。

1枚戻っていただきまして、附則でございまして。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は令和2年4月1日から適用することといたしております。

なお、経過措置としまして、令和元年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、補正予算案件の議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ262万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4千480万6千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

2款保険給付費、7項傷病手当金、1目傷病手当金、補正額262万5千円は、事業別区分1、傷病手当金給付事業で負担金補助及び給付金の傷病手当金を262万5千円計上いたしております。これは、様々な就業形態の被保険者が加入していることなどから、これまで国民健康保険では給付されていなかった傷病手当金について、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、労働者が感染した際に休みやすい環境を整備することを目的に創設されることとなったものでございます。

次に、歳入でございます。1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

5款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額262万5千円は、2節保険給付費等交付金の特別交付金で、ただいま歳出でご説明いたしました傷病手当金の財源といたしまして、全額が国の特別調整交付金で措置され、大阪府の特別会計を

通して交付されますことから、同額を計上いたしております。

令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 先ほど、全国的には国保加入者のうち勤め人が37%ぐらいだということなんですけど、太子町では何人ぐらい対象というのか、何人ぐらいが勤めておられるのかということと、それと、幸い太子町ではコロナの感染者が今のところおられないということですけども、この262万5千円というのは、何人の方を一応想定されているのでしょうか。

以上2点、お願いします。

○子安保険医療課長 本町国保の被保険者中、給与収入がある方ということでご質問をいただいています。直近で調べましたところだと、ちょっと古いんですけど、昨年11月末現在です。485人の被保険者の方が給与収入があるということとなっております。

次に、もう一ついただきましたご質問、262万5千円の傷病手当金の給付対象の人数は何人と見ているのかというご質問でございます。今回、この予算を計上させていただくに当たりまして、見積りとしましては、6人の方に対して給付する想定で262万5千円を計上させていただいております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前 9時53分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 寺 町 幸 雄